

令和6年度 制度説明会

ここの木の 住まいづくり 助成事業



高知県産木材を使用した住宅のための補助金
“ここの木の住まいづくり助成事業”があります！

※HP でデジタルサイネージ動画公開中

高知県 林業振興・環境部 木材産業振興課

令和6年4月1日版

皆さんへ

木材の主要な需要先である住宅分野においては、少子化等の影響により新設住宅の着工戸数が、今後、大幅に減少することが懸念されており、新たな需要先として非住宅分野における木材利用の拡大を図ることが必要です。

また、非住宅分野における木材利用の拡大に向けては、構造計算に対応できる品質の保証された JAS 製材品の供給が必要となります。

一方、平成 30 年の全国における JAS 製材品（機械等級区分）の出荷量は、全建築用材の 1 割程度となっており、今後、非住宅分野における木材利用を拡大させていくためには、さらなる出荷量の拡大が必要です。

このような状況への対応として、まず、JAS 製材品需要を喚起するために、住宅への JAS 製材品の使用が必要と考えています。JAS 製材品を一般住宅に普及することは、品質や性能の保証されたものを活用するため、施主のメリットにもつながる取り組みとなります。

このため、すでに大手ハウスメーカーなどでは JAS 製材品を利用する方向に動いており、中長期を見据え県内製材工場や工務店も今から対応していくことが必要と考えています。

こうしたことから、こうちの木の住まいづくり助成事業の基本部位の補助対象を徐々に JAS 製材品へとシフトしていくこととしています。

県では、平成 23 年度からこうちの木の住まいづくり助成事業として高知県産乾燥木材を利用した住宅へ支援を続けており、これまでも基本部材の県産材率等さまざまな補助要件の見直しをしてまいりました。

今後、JAS 製材品の普及に向け、需要側への支援と JAS 製材品の安定供給体制づくりに向けた製材事業体への支援を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしく願います。

説 明 会 次 第

1. 令和6年度事業の制度説明
2. 質疑応答

1. 事業の目的

目的

- ・ 県内産乾燥木材の需要拡大
- ・ 良質な住宅のストックの形成

上記の目的のために、県内産乾燥木材の購入に要する経費に補助金を交付する

2. 交付要綱及び様式の注意点

1) 要綱・様式

- 申込書、申請書の様式の見直し
 - ・ R4年度から住宅区分（個人住宅・分譲住宅から選択）と申込区分・申請区分（新築、増築、新築・増築、増築・リフォーム、リフォームから選択）を追加しました。なお、申込書、変更・取下げ届はそれぞれR3年度から高知県電子申請サービスによる届出も可能になっています。
- 申請時期
 - ・ R4年度から3月に住宅を取得した場合は、翌年度の4月1日から4月30日までに申請を提出することになっています。

2) 運用

- 併用住宅
 - ・ R5年度から併用住宅の場合の基本部位・その他の部位の使用量についての説明を補足しました。
 - ・ 併用住宅の補助対象となる基本部位・その他の部位の使用量は、住宅部分と住宅全体の延べ床面積比按分（小数点第4位切捨て）を乗じた値（小数点第4位切捨て）により算出して下さい。（運用参照）
 - ・ （合法木材証明書合計値）基本部位 $m^3 \times \Delta\Delta.\Delta\Delta\Delta$ （住宅部分の面積／全体延べ床面積）
＝〇〇.〇〇〇（第2面入力数字）
 - ・ （合法木材証明書合計値）その他の部位 $m^3 \times \Delta\Delta.\Delta\Delta\Delta$ （住宅部分の面積／全体延べ床面積）
＝〇〇.〇〇〇（第2面入力数字）

3. 補助事業の概要

- 基本部位、その他の部位
 - ・ 県内産JAS製品を使用する場合、1㎡当たり20,000円を補助します。
 - ・ 県内産JAS製品以外を使用する場合、1㎡当たり11,000円を補助します。

- ・申請時に県内産 J A S 製品と確認できる写真が必要となります。また、木材使用明細書兼合法木材証明書に J A S を記入してください。
- 長期優良住宅の加算額
 - ・長期優良認定木造住宅の加算額を 10 万円
- 子育て加算
 - ・対象となる世帯の児童数を、2 人以上
- 上限額
 - ・子育て加算を含み 80 万円を上限
- 申込み
 - ・予算の範囲内で通年受け付けします。引き渡し申請予定が 3 月以降の物件について、「補助金の交付の申請は、翌年度に当事業の予算措置された場合に限る。」との条件を付け、受理します。(申請は翌年度になります。)
 - ・申込金額が上限となります。
 申込金額を超えて申請した場合の交付決定金額（支払い額）は申込金額となります。例：申込 20 万円→申請 25 万円→交付決定 20 万円
 例：申込 25 万円→申請 25 万円→交付決定 25 万円
- 申請期限
 - ・引渡し日から **1ヶ月以内（翌月の同日が申請期限）** もしくは **申込み年度の 3 月 15 日のいずれか早い日** とします。
 - ・ただし、3 月に住宅を取得した場合は、翌年度の 4 月 1 日から 4 月 30 日までに申請をしてください。

4. 事前審査手続き

- 下記の事前審査対象となる建物は事前審査をお願いします。
- **事前審査対象（例：高知市、南国市、いの町、香南市、香美市など）**
 幡多地域**以外**に建設するもの
 （幡多地域：黒潮町、大月町、三原村、四万十市、宿毛市、土佐清水市）
- 手続きの流れ 資料①参照
- 事前審査依頼方法
 - ・事前審査表により、補助対象をチェックしてください。
 - ・必要書類（資料②参照）を提出
 - ・木材使用明細書兼合法木材証明書の原本は県への交付申請時に添付するため、事前審査時はコピーを提出
- 委託業者による審査方法
 - 1 書類審査・現地審査（現地の確認が可能なものに限る）
 ※木材の使用状況・施工状況、内装材使用時の内観写真

- 2 審査機関による審査が終了後、審査結果を記した書類を申込者に発行しますで、そのまま申請書に添付してください。

注) 審査機関による事前審査は県への交付申請時まで完了していただくようお願いします。
(事前審査は住宅の引渡し前でも審査可能です。)

5. 申込書の作成・提出時にご注意いただくこと

- 申込書の内容
 - ・ 申込者の住所（申込書提出時に仮住まいの場合は仮住まいの住所）
 - ・ 代理申請の場合、**申込前に委任状（委任日注意）を作成**してください。
委任状**自署**（家族、友人、知人→自署ではない）で申請書に同封。
- 提出方法
 - ・ 原則引渡しの2週間前までに提出してください。（住宅引渡までに受理通知発行を済ませる必要があります。）高知県電子申請サービスによる申込みも可能。
 - ・ 申込日の記載抜かりにご注意ください。
 - ・ **副本を申込者が保管**してください。
- 受理通知書郵送
 - ・ 申込書を受理した時は、木材産業振興課より、受理通知書を郵送します。
窓口で受け取りを希望される方は事前にお申し出ください。
 - ・ 申込受理は申請書受理を確約するものではありません。（申請時の審査によって補助条件に合致しない場合は、補助金の交付がなされない場合があります）。
 - ・ **高知県電子申請サービスによる申込みを行った場合は、受理通知書・事前審査表・アンケートをダウンロードしてください。**

6. 申請書の作成・提出時にご注意いただくこと

- 申請書の内容
 - ・ 検査済証（建築確認が不要な場合は、建築工事届済証明書）を添付してください。
 - ・ **確認申請を変更した場合は、変更前の確認済証を添付**してください。
 - ・ 平面図（最終の確認済証の面積と整合の取れる図面、住宅以外の部分がある場合は住宅部分の面積を算定できる図面）・立面図（外観の形状がわかるもの、竣工図がある場合は竣工図、2面程度）、付近見取り図、配置図
 - ・ リフォーム工事（内装木質化工事）の場合には工事内容がわかる図面（平面図等）、付近見取り図としてください。
- ※図面類は原則A4サイズ
 - ・ その他注意事項がありますので、記入例を確認してください。
 - ・ 添付書類（**納品書等**）の**日付**をお忘れずに！内容（納品書等）の整合確認もお願いします！
 - ・ 振込口座は必ず本人名義の口座であること。**通帳は表紙と見開きのページのコピー**を提出してください。
 - ・ 子育て支援加算を受ける場合は、**児童手当支給対象児童の確認書類・（現況届の認定書等）**を提出してください。
金額のみで人数の記載のない市町村の認定書等の場合は**家族構成のわかる任意書類（続柄、生年月日記載）**を追加してください。

- ・ 工事完了報告書の写し（リフォーム工事のみ）：建築主、住宅の住所（または地名地番）、引渡日を記載してください。
 - ・ 納税証明書については、申請日の概ね1ヶ月以内に発行されたもの。（引渡後が望ましい）県税の納税義務がない場合は、申立書を提出してください。
 - ・ 住宅瑕疵担保責任保険は付保証明書を添付してください。
 - ・ その他注意事項がありますので、記入例を確認してください。
- 写真撮影方法（含水率）
- ・ 補助対象は、県内産乾燥木材のため、含水率の確認が必要です。
 - ・ 含水率（引き）→ 部材、測定している状況の分かるもの
 - ・ 含水率（寄り）→ 引きの写真と同じであることが分かる程度の近影で、数値や樹種のチェックマーク等が見えること
 - ・ **含水率計の使用方法が間違っていないこと**
 - ・ 含水率計測部位は各部材中央付近で測定（小口付近は含水率が低いため）
 - ・ **天然乾燥材（AD材）については、必ず含水率を測定すること**
- 写真撮影方法（施工状況・内装）資料③参照
- ・ 印刷レイアウトはA4サイズに写真2枚以内を基本としてください。縦向きの写真も横にして印刷をお願いします。
- 市町村の地域産材補助を併用する場合には、木材の購入代金のわかる内訳明細書等が必要です。
県産材の数量と金額がわかるものを添付してください。
木材使用明細書兼合法木材証明書と整合していることを必ず確認してください。
- 提出方法
- ・ **申請書の提出は原則郵送でお願いします。窓口での申請は受け渡しのみとなります。**
- よくある不備
- ・ 申請者が新居に引っ越ししているが、住所が旧住所のままとなっている。
 - ・ 事前審査時に写真がない等で補助対象外となるものが、補助対象材積に計上されている。
 - ・ 含水率計の設定が間違っている。値が不鮮明で見えない。
 - ・ 瑕疵担保責任保険証書の保険開始日が引渡日からになっていない。
 - ・ 県税の納税証明書でなく、市町村税等の納税証明書が添付されている。
- 提出書類のチェックリスト（資料④参照）で、必要書類の確認および綴り方を確認してください。
- 提出書類
- ・ 事務所登録申請書副本等は、年度中に1度提出すれば、以後の提出は不要です。（運用参照）
 - ・ 合法木材供給事業者の認定書の写しは、合法木材ナビにより認定状況が確認できる場合には添付不要です。
合法木材ナビ：<http://www.goho-wood.jp/mark/>
県内事業者はおおむね添付不要です。
- 申請受理後の交付決定通知書は郵送します。窓口で受け取りを希望される方は事前にお申し出ください。

7. 申込・申請書に共通してご注意いただくこと

- 申込み・申請
・申込者、申請者は一人（連名不可）
- 書類の保管義務
交付決定通知等の関係書類は5年間の保管義務がありますので必ず申請者へ周知してください。
副本（写し）についても正しい保管をお願いします。

8. 現地確認

- 含水率確認（任意確認）
県で物件を抽出し、規定の含水率となっているかの確認させていただく場合がございます。（任意確認のため、申請時の添付写真は確認の有無に関わらず必要です。）
- 現地審査（希望者のみ）
希望があれば現地での審査を受けることができます。
事前審査対象住宅については、審査機関が実施します。
現地審査をした場合、申請時に添付する写真等の書類が一部不要になります。

現地審査時の注意 事前に受検希望の連絡をお願いします。

1) 代理者が確認に立ち会ってください。

2) 提出書類

基本部位、その他の部位：使用明細書

内装化粧仕上材：使用明細書及び使用箇所の分かる平面図、天井伏図、展開図（壁）

なお、現地確認を希望される物件についてはできるだけ確認を行う予定ですが、繁忙期等により確認にお伺いできない場合がありますので、ご了承ください。

9. 他事業との併用

原則不可

国の社会資本整備総合交付金を活用しています。

- **国の補助事業と併用出来ません。**
- **こどもみらい住宅支援事業及び子育てエコホーム支援事業は併用できません。**
- 木材が対象でない補助事業は併用可。
 - ・太陽光パネル
 - ・浄化槽
 - ・地域型住宅グリーン化事業（地域材の加算のない場合）
（本事業で長期優良住宅の加算はできません。）
- 木材代が補助に含まれているものは
『こうちの木の住まい…』 + 『他の補助金』 ≤ 補助対象の木材購入代金であれば、併用可。
例) ・市町村の地域産材補助
・市町村の耐震改修工事補助（本事業と補助対象を区分する必要があります。） 等

10. 担当者からのお願い

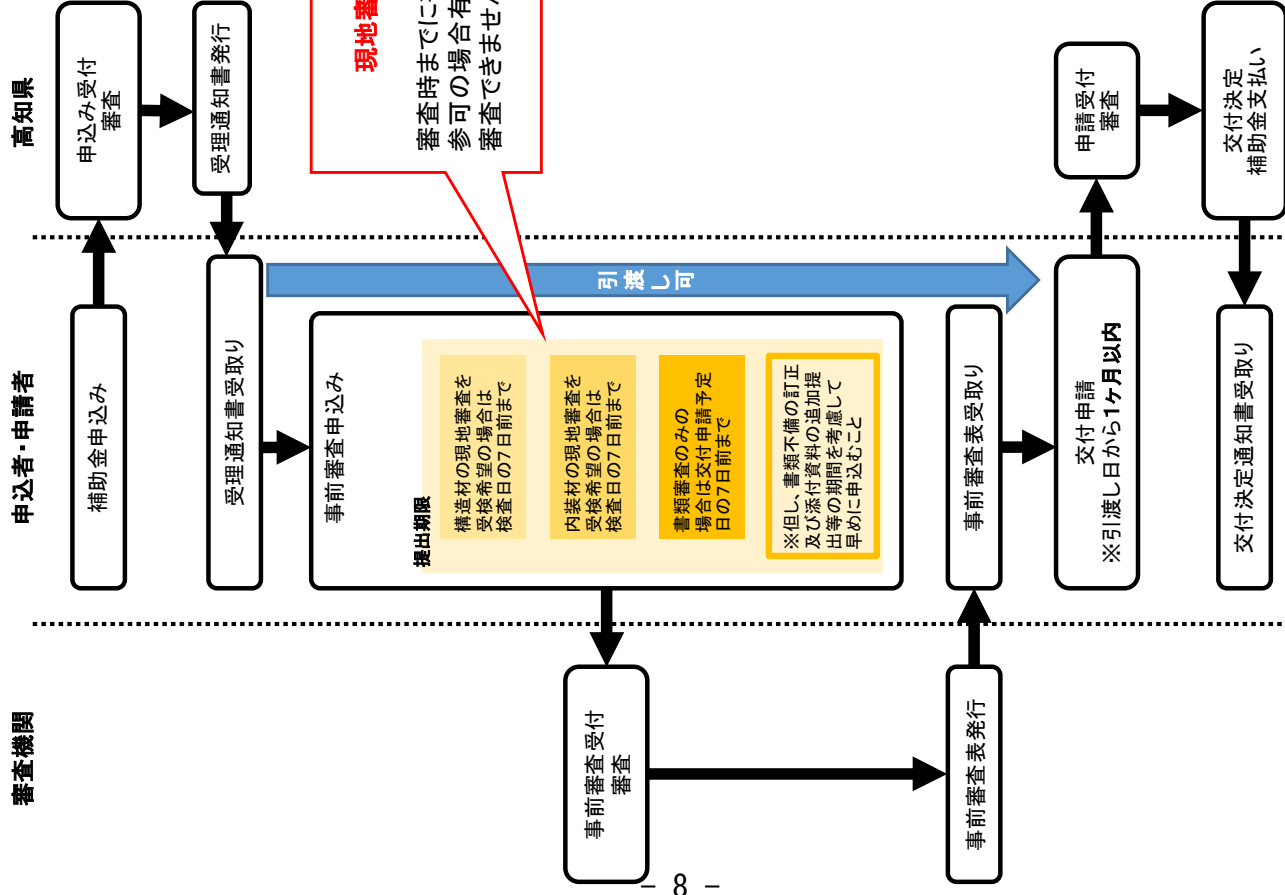
- ・写真には部材名等の記入をお願いします。
- ・**木材使用明細書兼合法木材証明書の印刷サイズを変えないで印刷**してください。証明書は**白黒としブルー欄の印刷のないように**（ブルー欄が入る場合は、印刷時のプレビューのページ設定で白黒印刷を選択）してください。印刷サイズを変えないで印刷することが困難な場合は、併せて、電子ファイルをご提出ください（OCR 処理のため）。

書類の NG 事項

- ・ホチキス留め
 - ・インデックス・穴あけ（パンチ）
 - ・ファイル綴じ
 - ・両面印刷
- 書類提出前に書類が揃っているか、必ずご確認ください。
提出書類に不備がないか、提出前にもう一度、提出書類のチェックリストをご確認ください。
 - 申請書及び添付書類等の虚偽等について
 - ・内容によっては直接申請者に確認
 - ・補助金支払前に虚偽判明 → 支払不可
 - ・補助金支払後に虚偽判明 → 補助金返還
 - フラット35地域連携型について
 - ・申込み受理後、証明書を発行します。
 - アンケートについて、ご協力をお願いします。

事業者の皆様の御協力により補助金が交付されています。
よろしくお願いいたします。

■ 事前審査の流れ



■ 事前審査申込み期限の詳細

事前審査依頼フロー

段階	事前審査機関		年度末注意
	基本部材等確認	内装確認	
申込み受理通知書発行			
受理通知書発行(棟上げ)	書類審査(必須)事前審査	現地審査(任意)棟上げ段階の確認	
完成引渡し		現地審査(任意)完成引渡しまで	
(1ヶ月以内)			
申請			3月15日まで

申請時添付書類一覧（事前審査ありの場合（幡多地域以外））

資料②

正本（提出）

- ① 委任状・事務所登録等写し
- ② **木材使用明細書兼合法木材証明書**
- ③-1 合法木材供給事業者名簿
- ③-2 合法木材供給事業者認定書等の写し
- ④ 県内産JAS製品の写真
- ⑤ 他事業併用の経費確認書類
- ⑥ **含水率検査写真（1枚）**
- ⑦ 検査済証写し、または、建築工事届済証明書
- ⑧ 住宅瑕疵担保責任保険
- ⑨ 工事完了報告書の写し（リフォーム工事のみ）
- ⑩ 長期優良住宅認定通知書の写し
- ⑪ **補助対象各部位の施工状況写真**
- ⑫ **完成写真（外観、リフォームの場合は内観も）**
- ⑬-1 **内装面積算定図、求積表**
- ⑬-2 内装使用状況写真
- ⑭ （子育て加算）第二子以上世帯の確認書類
- ⑮ **振り込み口座の通帳等写し**
- ⑯ 納税証明書
- ⑰ 設計図（付近見取図・配置図・各階平面図・立面図、内装木質化のみの場合：付近見取図、平面図）

審査機関へ審査依頼・正本1部提出

○事前審査申込書(審査機関様式)

- **事前審査表**
- 受理通知書（写し）
- ⑰ 設計図（付近見取図・配置図・各階平面図・立面図、内装木質化のみの場合：付近見取図、平面図）
- ②' **木材使用明細書兼合法木材証明書（写し）**
- ⑪ 補助対象各部位の施工状況写真（書類審査対象部位写真）
- ⑬-1 **内装面積算定図、求積表**
- ⑬-2 内装使用状況写真

副本（写し）

- ① 委任状・事務所登録等写し
- ② **木材使用明細書兼合法木材証明書**
- ③-1 合法木材供給事業者名簿
- ③-2 合法木材供給事業者認定書等の写し
- ④ 県内産JAS製品の写真
- ⑤ 他事業併用の経費確認書類
- ⑥ **含水率検査写真（1枚）**
- ⑦ 検査済証写し、または、建築工事届済証明書
- ⑧ 住宅瑕疵担保責任保険
- ⑨ 工事完了報告書の写し（リフォーム工事のみ）
- ⑩ 長期優良住宅認定通知書の写し
- ⑫ **完成写真（外観、リフォームの場合は内観も）**
- ⑬-1 **内装面積算定図、求積表**
- ⑭ （子育て加算）第二子以上世帯の確認書類
- ⑮ **振り込み口座の通帳等写し**
- ⑯ 納税証明書

+

○事前審査表（審査機関の印あり）

- ⑰ 設計図（付近見取図・配置図・各階平面図・立面図、内装木質化のみの場合：付近見取図、平面図）
- ②' **木材使用明細書兼合法木材証明書（写し）（審査済印あり）**
- ⑪ 補助対象各部位の施工状況写真（書類審査対象部位写真）
- ⑬-1 **内装面積算定図、求積表（審査済印あり）**
- ⑬-2 内装使用状況写真

副本（写し）は1部を申請者が保管してください。

⑥含水率検査写真（正本1枚 + その他の含水率写真）

副本に添付

県で審査するもの

委託業者で審査するもの

○ 必ず提出が必要な書類

○ 場合により必要となる書類

審査完了後に委託業者が**審査済印**を押し印して返却

申請時添付書類一覧（事前審査なしの場合（幡多地域））

資料②

正本（提出）

- ① 委任状・事務所登録等写し
- ② **木材使用明細書兼合法木材証明書**
- ③-1 合法木材供給事業者名簿
- ③-2 合法木材供給事業者認定書等の写し
- ④ 県内産JAS製品の写真
- ⑤ 他事業併用の経費確認書類
- ⑥ **含水率検査写真（1枚）** ←
- ⑦ 検査済証写し、または、建築工事届済証明書
- ⑧ 住宅瑕疵担保責任保険
- ⑨ 工事完了報告書の写し（リフォーム工事のみ）
- ⑩ 長期優良住宅認定通知書の写し
- ⑪ **補助対象各部位の施工状況写真**
- ⑫ 完成写真（外観、リフォームの場合は内観も）
- ⑬-1 **内装面積算定図、求積表**
- ⑬-2 内装使用状況写真
- ⑭ （子育て加算）第二子以上世帯の確認書類
- ⑮ 振り込み口座の通帳等写し
- ⑯ 納税証明書
- ⑰ **設計図**（付近見取図・配置図・各階平面図・立面図、
内装木質化のみの場合：付近見取り図、平面図）

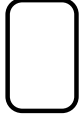
副本（写し）

⑥ 含水率検査写真（正本1枚）
+ その他の含水率写真

副本に添付

副本（写し）は1部を申請者が保管してください。

県で審査するもの



○ 必ず提出が必要な書類
○ 場合により必要となる書類

【写真の撮り方】

共通事項

- ・ 他の現場との判別が難しいため、施工中の撮影写真には看板（施主、撮影者[事業者]、撮影年月日）を表示してください。
- ・ 看板の表示によって全体が見えづらくなる場合は、看板のアップと引き写真との組み合わせとなっても構いません。
- ・ 看板を表示する写真は、各部位に1枚で構いません。
- ・ 看板には樹種（スギ、ヒノキ）の区別や、部位名の表示は必要ありません。
- ・ 施工中の現場では、作業員は必ずヘルメットを着用するよう指導してください。（着用のないものは申請書類として認められません）
- ・ 下表に示す写真の枚数については、提出が必要な最低枚数ですので、うまく写っていない場合等に備えて、撮影記録は多めに残しておくように心がけてください。

基本部位・その他の部位

【必ず提出が必要なもの】

区分	内容	撮影時のポイント等	枚数
完成写真	外観	撮影方向を変えて2枚	2枚
状況写真	全体	棟上げ後の段階 →全体が撮影できる場合は「方向を変えて2枚」 →室内から撮影する場合は「各階で1枚」	2枚

【以下、「現地確認検査」により省略することが可能なもの】

区分	部位の名称	撮影時のポイント等	枚数
基本部位	土台	概ね全体が見えるように一括撮影	1枚
	大引		
	梁・桁	各階で1枚（平屋の場合は1枚で可）	各階1枚
	管柱	管柱と間柱の厚みの違いが分かるように一括撮影 (それぞれ分けても可)	2枚
	間柱・まぐさ・窓台		
	通し柱	通し柱であること（長さが梁を超えている等） が分かるように撮影	1枚
	母屋・棟木	「小屋組み」として一括撮影 (使用部位が1枚に収まらない場合は、複数枚)	1枚
	隅木・谷木		
	束		
	小屋筋交		
火打	(他部位の写真と一緒に確認できる場合に省略可)	(1枚)	
筋かい	(他部位の写真と一緒に確認できる場合に省略可)	(1枚)	

区分	部位の名称	撮影時のポイント等	枚数
その他の部位	垂木・垂木受・屋根下地棧		部位ごとに各1枚 (1枚の写真で複数部位が確認できる場合はまとめることが可能)
	野地板・軒天	野地板・軒天の別で1枚	
	貫・差鴨居		
	小屋筋交	「小屋組み」として一括撮影	
	野縁・胴縁	野縁・胴縁の別で1枚	
	根太・根太受		
	根がらみ、足固		
	荒床板・ラス板	荒床板・ラス板の別で1枚	
	手摺笠木・格子		
	階段(柱・踏板・蹴上板、ささら)	階段柱の撮り忘れに注意	
	ベランダ等(屋根組、柱、壁組、床組、手摺、階段)	施工箇所ごとに1枚	
	破風板・鼻隠し・広小舞など	「小屋組み」として一括撮影可	
	外壁など	施工箇所ごとに1枚	
	木塀など	施工箇所ごとに1枚	

内装材

【必ず提出が必要なもの】

区分	内容	撮影時のポイント
完成写真	内装	床面・壁面・天井面の別に、各室ごとに1枚 (壁・床・天井が同時に撮影できる場合は一括で可)

【以下、「現地確認検査」により省略することが可能なもの】

区分	内容	撮影時のポイント
内装	床面	使用した床面のすべての隅が確認できる写真
	壁面	使用したすべての壁面が確認できる写真
	天井面	使用したすべての天井が確認できる写真

提出書類チェックリスト [申請(事前審査なし)]

資料④

書類の綴り方は下のとおりです。

ホチキス留め 穴あけ 紐綴じは、ご遠慮ください。

<input type="checkbox"/>		補助金交付申請書
<input type="checkbox"/>		1通提出 副本(写し) 1通は申請者で保管
<input type="checkbox"/>	1	委任状、建築士事務所登録申請書副本の写し又は行政書士票の写し(初回申請時のみ)
<input type="checkbox"/>	2	木材使用明細書兼合法木材証明書(基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材)
<input type="checkbox"/>	3-1	合法木材供給事業者名簿 注) 基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごと
<input type="checkbox"/>	3-2	納材事業者の合法木材供給事業者認定書の写し 注) 合法木材ナビにより認定状況が確認できる場合は不要
<input type="checkbox"/>	4	県内産 JAS 製品と確認出来る納品書及び写真 注) 県内産 JAS 製品補助を受ける場合
<input type="checkbox"/>	5	国、市町村が実施する他事業と併用する場合は補助対象経費が確認可能な内訳書 注) 地域材利用が条件となっている場合は、木材購入費の明細を添付
<input type="checkbox"/>	6	含水率検査の実施写真(1枚) 注) その他の含水率検査の写真は、副本で管理すること(参考:写真の撮り方)
<input type="checkbox"/>	7	検査済証の写し、または、建築工事届済証明書 ※建築確認申請後に計画変更を行っている場合は、当初の確認済証も添付
<input type="checkbox"/>	8	住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書の写し、供託に関する事項の証明書の写し又は理由書 (リフォームの場合は不要)
<input type="checkbox"/>	9	工事完了報告書写し(リフォーム工事のみ、新築工事は不要) 注) 当該住宅の建築地と引渡日が記載されていること
<input type="checkbox"/>	10	長期優良住宅認定通知書の写し 注) 長期優良住宅加算を受ける場合のみ
<input type="checkbox"/>	11	補助対象とする各部位の施工状況写真(リフォームの場合は施工前・中を数枚) (参考:写真の撮り方) 注) 写真のない部位は補助の対象外となります
<input type="checkbox"/>	12	完成写真(外観2枚以上 リフォームの場合は外観2枚以上と内観数枚)
<input type="checkbox"/>	13-1	補助対象部分の面積算定図、面積求積表
<input type="checkbox"/>	13-2	内装材対象部分全てがわかる写真 注) 内装材の補助を受ける場合のみ
<input type="checkbox"/>	14	子育て加算を受ける場合、第2子がいる世帯であることを確認できる書類 注) 申請日までに出生していること
<input type="checkbox"/>	15	申請者名義の通帳写し 注) 名義人のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できること
<input type="checkbox"/>	16	納期限の到来した県税の全税目の納税証明書 注) 申請日の概ね1ヶ月以内に発行されたもの。県外在住等で県税の納税義務がない場合は、申立書
<input type="checkbox"/>	17	設計図(付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図。内装木質化のみの場合は、付近見取図及び各階平面図)

- ・申請期限は引渡日から1ヶ月以内もしくは申込年度の3月15日のいずれか早い日。ただし、3月に住宅を取得した場合は、翌年度の4月1日から4月30日までに提出するものとする。
- ・含水率検査の実施写真、施工状況写真、内装材対象部分写真いずれも写真の不足があった場合は、補助できないことがあります。

提出書類チェックリスト [申請(事前審査あり)]

資料④

書類の綴り方は下のとおりです。

ホチキス留め 穴あけ 紐綴じは、ご遠慮ください。

<input type="checkbox"/>		補助金交付申請書
<input type="checkbox"/>		1通提出 副本(写し) 1通は申請者で保管
<input type="checkbox"/>	1	委任状、建築士事務所登録申請書副本の写し又は行政書士票の写し(初回申請時のみ)
<input type="checkbox"/>	2	木材使用明細書兼合法木材証明書(基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材)
<input type="checkbox"/>	3-1	合法木材供給事業者名簿 注) 基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごと
<input type="checkbox"/>	3-2	納材事業者の合法木材供給事業者認定書の写し 注) 合法木材ナビにより認定状況が確認できる場合は不要
<input type="checkbox"/>	4	県内産 J A S 製品と確認出来る納品書及び写真 注) 県内産 JAS 製品補助を受ける場合
<input type="checkbox"/>	5	国、市町村が実施する他事業と併用する場合は補助対象経費が確認可能な内訳書 注) 地域材利用が条件となっている場合は、木材購入費の明細を添付
<input type="checkbox"/>	6	含水率検査の実施写真(1枚) 注) その他の含水率検査の写真は、副本で管理すること(参考:写真の撮り方)
<input type="checkbox"/>	7	検査済証の写し、または、建築工事届済証明書 ※建築確認申請後に計画変更を行っている場合は、当初の確認済証も添付
<input type="checkbox"/>	8	住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書の写し、供託に関する事項の証明書の写し又は理由書 (リフォームの場合は不要)
<input type="checkbox"/>	9	工事完了報告書写し(リフォーム工事のみ、新築工事は不要) 注) 当該住宅の建築地と引渡日が記載されていること
<input type="checkbox"/>	10	長期優良住宅認定通知書の写し 注) 長期優良住宅加算を受ける場合のみ
<input type="checkbox"/>	12	完成写真(外観2枚以上 <u>リフォームの場合は外観2枚以上と内観数枚</u>)
<input type="checkbox"/>	13-1	補助対象部分の面積算定図、面積求積表 注) 内装材の補助を受ける場合のみ
<input type="checkbox"/>	14	子育て加算を受ける場合、第2子がいる世帯であることを確認できる書類 注) 申請日までに出生していること
<input type="checkbox"/>	15	申請者名義の通帳写し 注) 名義人の刀がナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できること
<input type="checkbox"/>	16	納期限の到来した県税の全税目の納税証明書 注) 申請日の概ね1ヶ月以内に発行されたもの。県外在住等で県税の納税義務がない場合は、申立書

事前審査書類一式

<input type="checkbox"/>		事前審査表(審査機関の印あり)
<input type="checkbox"/>	17	設計図(付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図。内装木質化のみの場合は、付近見取図及び各階平面図)
<input type="checkbox"/>	2'	木材使用明細書兼合法木材証明書(写し)(基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材)
<input type="checkbox"/>	11	補助対象とする各部位の施工状況写真(リフォームの場合は <u>施工前・中を数枚</u>) (参考:写真の撮り方) 注) 写真のない部位は補助の対象外となります
<input type="checkbox"/>	13-1	補助対象部分の面積算定図、面積求積表
	13-2	内装材対象部分全てがわかる写真 注) 内装材の補助を受ける場合のみ

- ・申請期限は引渡日から1ヶ月以内もしくは申込年度の3月15日のいずれか早い日。ただし、3月に住宅を取得した場合は、翌年度の4月1日から4月30日までに提出するものとする。
- ・含水率検査の実施写真、施工状況写真、内装材対象部分写真いずれも写真の不足があった場合は、補助できないことがあります。

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語及び面積の算定方法の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条及び第2条に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 「県内産乾燥木材」とは、次に掲げる事項に適合した木材をいう。
 - ア 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
 - イ 伐採に当たって森林に関する法令に照らし、手続が適切になされているものであること。
 - ウ 高知県内で伐採されたものであること。
 - エ アからウまでに掲げる事項が証明されている場合は、これが証明されていないものと混ざらないように管理されたものであること。
 - オ 含水率20パーセント以下であること。ただし、^{はり}梁、桁、母屋及び棟木にあつては、25パーセント以下であること。
- (2) 「基本部位」とは、立方メートルで使用材積を確認することができる部材を使用する土台、大引、^{はり}梁、桁、火打、母屋、隅木、谷木、束、小屋束、吊り束、棟木、通し柱、管柱、間柱、まぐさ、窓台及び筋かいをいう。
- (3) 「その他の部位」とは、立方メートルで使用材積を確認することができる部材であつて、「基本部位」以外の部位をいう。
- (4) 「内装材」とは、平方メートルで使用面積を確認することができる床面、壁面(建具の面材を除く。)及び天井面に使用する内装化粧仕上材をいう。
- (5) 「木造住宅」とは、柱、^{はり}梁等の主要な構造部が木造の住宅をいい、延べ面積の過半が木造で一部の構造部が非木造の住宅を含むものとする。
- (6) 「リフォーム」とは、既存住宅の修繕又は模様替えを行うことをいい、増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内である1棟での増築を含むものとする。
- (7) 「内装木質化」とは、内装材に県内産乾燥木材を使用することをいう。
- (8) 「分譲住宅」とは、分譲を目的に新築される住宅をいう。
- (9) 「住宅の取得」とは、住宅の引渡しを書面により受けることをいい、分譲住宅の取得についても同様とする。
- (10) 「県内産JAS製品」とは、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づき制定された日本農林規格の「製材(JAS 1083)」のうち目視等級区分構造用製材及び機械等級区分構造用製材の規格又は集成材の日本農林規格(平成19年9月農林水産省告示第1152号)に規定する構造用集成材の規格を満たしていることが確認された高知県内の製材工場で加工された県内産乾燥木材とする。

(補助目的及び補助対象経費)

第3条 県は、県内産乾燥木材を使用した木造住宅(以下「県内産木造住宅」という。)の建築、内装木質化及びリフォームの促進による県内産木材の需要拡大を図り、併せて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条に基づく認定を受けた新築木造住宅(以下「長期優良認定木造住宅」という。)の建築、新築住宅について特定住宅瑕疵担保責任の履行

の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 19 条第 1 号又は第 2 号の保険に加入する住宅（以下「瑕疵担保責任保険加入住宅」という。）の普及による良質な住宅のストックの形成及び子育て世帯の木造住宅への居住促進を通じた将来の木造住宅の所有者となりうる児童（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 3 条第 1 項による児童）への木育の推進を目的として、新築による県内産木造住宅を取得するための経費、内装木質化に要する経費及びリフォームの経費のうち、県内産乾燥木材の購入に要する経費等に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象者）

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、県税の滞納がない者であって、自らの居住を目的として県内に建築される住宅（賃貸を目的とするものを除く。）を取得する者（個人に限る。）又は県内に自ら所有し、かつ居住する住宅（賃貸を目的とするものを除く。）のリフォームを行う者（個人に限る。）とする。

（補助対象となる住宅及び県内産乾燥木材）

第 5 条 補助対象となる住宅は、次のいずれの事項にも該当する住宅とする。

- （1） 高知県内に建築する住宅又は高知県内に存在する既存住宅
- （2） 延べ面積の過半の用途が住宅であること。
- （3） 新築又は増築（増築に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートルを超えるもの）にあつては県内産乾燥木材を新築又は増築工事に係る部分の基本部位に材積の 80 パーセント以上を使用し、リフォームにあつてはリフォーム工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用する戸建ての木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）とし、内装木質化にあつては住宅であることとする。
- （4） 新築又は増築にあつては、瑕疵担保責任保険加入住宅、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 3 条第 1 項及び第 11 条第 1 項に基づく保証金の供託により瑕疵担保責任の履行が確保された住宅、又は申請者が自ら施工する住宅であること。
- （5） 補助金の交付を受けようとする住宅の取得の日前又はリフォームの工事の完了の前日に、別記第 2 号様式によるこうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書受理通知書（以下「申込書受理通知書」という。）の交付を受けていること。

2 補助対象となる県内産乾燥木材は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 補助対象木造住宅の基本部位及びその他の部位
- （2） 内装木質化
- （3） 併用住宅の場合、住宅部分に限る。
- （4） 混構造の場合の基本部位及びその他の部位は、木造部分に限る。
- （5） 共同住宅の場合の内装木質化は、住宅部分（共用部分を除く。）に限る。

（補助額）

第 6 条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 基本部位及びその他の部位の県内産 J A S 製品については、使用量（立方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に 2 万円を乗じて得た額とすること。
- （2） 基本部位及びその他の部位の県内産 J A S 製品以外については、県内産乾燥木材の使用量

- (立方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。)に11,000円を乗じて得た額とすること。
- (3) 内装木質化については、使用面積(平方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。)に2,000円を乗じて得た額とすること。
 - (4) 長期優良認定木造住宅にあっては、認定を取得するための設計等に要する経費を対象として、1棟当たり10万円の加算をすることができるものとする。
 - (5) 補助の対象となる住宅に居住する世帯に児童(児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条の認定を受けている者が扶養する児童で、同法第4条の支給要件に該当する児童)が2人以上の場合は、第3号の規定により算出された金額の加算をすることができるものとする。
 - (6) 前各号に規定する補助金の額の合計は、80万円を上限とすること。

(補助金の交付の申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする建築主(以下「申込者」という。)は、別記第1号様式によるこうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書(以下「申込書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、分譲住宅にあっては、住宅を建築し、又は販売する者が申込みをすることができるものとする。

なお、新築又は増築の申込みであって、建築基準法第6条第1項による確認(以下「建築確認」という。)が必要な場合は同条第4項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付後に、建築確認が不要な場合は同法第15条の規定による建築工事の届出後に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により申込書を受理したときは、当該内容を審査し、その結果を別記第2号様式によるこうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書受理通知書により当該申込者に通知するものとする。ただし、あらかじめ第9条第1項による補助金の交付の申請が困難なものは、補助金の交付の申請は、翌年度に当事業が予算措置された場合に限るとの条件を付して、受理するものとする。
- 3 知事は、申込書を受理した後において、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申込者は、この現地調査等に協力しなければならない。

(申込内容の変更)

第8条 前条第1項の規定による申込内容について次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、速やかに別記第3号様式によるこうちの木の住まいづくり助成事業実施(変更・取下げ)届を知事に提出しなければならない。

- (1) 申込者の住所又は氏名の変更(分譲住宅を、前条第1項の規定により申込みを行い、申込書受理通知書の交付を受けた住宅の取得をする者(以下「取得者」という。)が取得した場合及び補助対象住宅に転居した場合を除く。)
- (2) 補助申請予定日の翌年度への変更
- (3) 事業の中止(事業の中止後における再申込は原則認めないものとする。)

(補助金の交付の申請)

第9条 申込者及び取得者は、補助金の交付を受けようとする場合は、別記第4号様式によるこうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に、別表第1に掲

げる書類及び図書を添えて、住宅を取得した日若しくはリフォーム工事の完了の日から1ヶ月以内又は当該年度の3月15日(当日が閉庁日の場合は、その直前の閉庁日)のいずれか早い日までに知事へ提出しなければならない。ただし、3月に住宅を取得した場合は、翌年度の4月1日から4月30日までに提出するものとする。この場合において、期日までに申請書が提出されない場合は、第7条第1項の規定による申込書が取り下げられたものとみなし、再度の申込みは受け付けない。

- 2 第7条第2項ただし書により受理した場合及び前条第2号の変更を行った場合は、前項中「当該年度」とあるのは、「申込み翌年度」と読み替えるものとする。

(補助金の交付の決定及び交付)

第10条 知事は、申請書及びその関係書類が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査した上で、補助金の交付を決定するものとする。ただし、申請をした者が別表第2のいずれかに該当する場合を除く。

- 2 関係書類の不備等があり、補正等の作業を求めたにもかかわらず、相当の期間関係書類の補正が行われなかった場合その他申請者の責めに帰すべき事由により補助金の交付ができなかったと認められるときは、当該補助金の申請が取り下げられたものとみなす。
- 3 補助金額は、申込書に記載する申込金額と申請書に記載する申請金額のいずれか低い方の金額とする。
- 4 知事は、第1項の規定による決定をしたときは、別記第5号様式によるこうちの木住まいづくり助成事業費補助金交付決定通知書を申請者に通知し、補助金の交付を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第11条 補助金の交付の目的を達成するため、申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。

(補助金の実績報告)

第12条 補助金の実績報告については、第9条第1項の規定による補助金の交付の申請をもって代えるものとする。

(他の助成制度との併用)

第13条 補助金は、国、県又は市町村が実施している他の住宅に対する助成制度と重複して利用することはできない。ただし、第3条に規定する補助対象経費と異なる経費を対象とする助成制度を利用する場合又は補助金の額と当該助成金の助成額のうち県内産木材の購入に対する額とを合計した額が当該住宅に係る県内産乾燥木材の購入に要する経費の額を超えない場合は、この限りでない。

(代理者)

第14条 申込者及び取得者が、第7条又は第9条に規定する申込み又は申請の手続を自ら行わな

い場合は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による建築士事務所の登録を受けた建築士事務所又は行政書士若しくは行政書士法人（以下「代理者」という。）に対してこれらの手続の代理を委任することができる。

2 代理者は、委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、当該手続の代理を通じ申込者及び取得者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により取り扱うものとする。

（補助金に係る手続の停止）

第 15 条 知事は、補助金に係る手続において不正を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、不正行為に関与した業者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、補助金に係る手続を認めないこととすることができる。

（情報の開示）

第 16 条 補助金、申込者、申請者又は代理者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 11 条、第 15 条及び第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 24 年 3 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 13 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(補助対象となる住宅に関する経過措置)

- 2 本要綱第5条の第3号の規定について、補助対象となる住宅の建築工事の本契約が平成29年3月31日までに締結されていることが確認できる場合に限り、なお従前の要綱の規定を適用できるものとする。ただし、本経過措置は平成29年度に補助金の交付を行うものに限る。

附則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

ただし、この要綱の施行日までに本要綱第7条第2項の規定により申込書が受理された補助金の交付は、補助金の額について従前の要綱の規定を適用できるものとする。

附則

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。

ただし、この要綱の施行日までに従前の要綱第7条第2項の規定により申込書が受理された補助金の交付は、補助金の額について従前の要綱の規定を適用できるものとする。

第9条に規定する書類及び図書は、次に掲げるものとする。

- 1 代理者による手続の場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類の原本及び建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を確認することができる証明書（当該事業申込みの日から3月以内の日付けのものに限る。）（以下「事務所登録証明」という。）の写し、同法第23条の3第1項の規定による建築士事務所登録申請書副本（第五号書式）（以下「事務所登録申請書副本」という。）により登録が確認できる場合は事務所登録申請書副本の写し又は行政書士法（昭和26年法律第4号）第6条の2第4項の規定により交付された行政書士証票（以下「行政書士証票」という。）の写し
- 2 補助金を受けようとする基本部位、その他の部位、内装材（以下「補助対象部位」という。）の木材使用明細書兼合法木材証明書
- 3 木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿及び最終納材事業者の合法木材供給事業者認定書等の写し。ただし、一般社団法人全国木材組合連合会が運営する合法木材ナビにより認定状況を確認することができる場合は、添付不要とする。
- 4 第6条第1号に定める県内産JAS製品の補助を受けようとする場合にあつては、製材工場からの納品書（県内産JAS製品であることがわかるもの）及び納品された木材が県内産JAS製品と確認することができる写真。ただし、木材使用明細書兼合法木材証明書の納材業者と製材工場が同一の場合は、納品書を添付不要とする。
- 5 他事業と併用する場合は、補助対象となる木材の購入に要する経費が他事業の助成対象経費と明確に区分された内訳表等（高知県木造住宅耐震化促進事業の場合にあつては、その事業に区分される内訳書については、高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に規定する「登録事業者」が作成すること。）
- 6 補助対象部位の木材が乾燥材（含水率20パーセント以下であること。ただし、^{はり}梁、桁、母屋及び棟木にあつては、25パーセント以下であること。）であることを確認することができる含水率検査を行っている写真
- 7 当該住宅が、建築基準法第6条第1項による確認が必要な場合は、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し、確認が不要な場合は、建築基準法第15条の規定により建築工事の届出済みであることの証明書の写し（リフォームを除く。）
- 8 当該住宅が、住宅^{かし}瑕疵担保責任保険加入住宅であることを確認することができる証明書等の写し、供託により瑕疵担保の履行が確保されていることを確認することができる証明書の写し又は住宅瑕疵担保責任保険に加入できない旨の理由書（リフォームを除く。）
- 9 リフォームの場合は、工事完了報告書等の写し
- 10 第6条第4号に定める加算を受ける場合にあつては、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
- 11 補助対象部位の木材の使用状況及び施工状況を確認することができる写真
- 12 完成写真（新築・増築の場合は外観全景、リフォームの場合は外観全景及び室内のリフォーム部分）
- 13 内装材の補助を受ける場合は、補助金の算定に係る部分の面積算定図、面積求積表及び施工を確認することができる写真
- 14 第6条第5号に定める加算を受ける場合にあつては、児童手当の支給対象となる児童の数が2人以上いることを確認することができる書類
- 15 補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人を確認することができる通帳等の写し
- 16 納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書））
- 17 設計図（付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図）の写し。ただし、内装木質化のみの場合は、付近見取図及び各階平面図
- 18 1から17までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

別表第2（第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第7条関係）

こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申込書を提出します。

高知県知事 様

申込年月日		年 月 日	
申込者 (建築主)	住所	※現在お住まいの住所を記載してください。	
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	電話番号	※昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。	
申込住宅	建築場所		
	引渡し予定日	年 月 日	
	住宅区分	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 分譲住宅	申込区分 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築・増築 <input type="checkbox"/> 増築・リフォーム <input type="checkbox"/> リフォーム
代理者	事務所名 (行政書士)	※代理者は、手続きの代理を委任する場合に記載してください。担当者名も記載してください。	
	電話番号		

※代理者による手続きの場合にあっては、申込前に委任状を作成してください。

	項目	使用数量 (小数点以下切捨て)	補助金額
①	県内産JAS製品	$m^3 \times 20,000 \text{ 円}/m^3 \rightarrow$	円
②	その他(①以外)	$m^3 \times \text{円}/m^3 \rightarrow$	円
③	内装化粧仕上材	$m^2 \times 2,000 \text{ 円}/m^2 \rightarrow$	円
④	長期優良住宅加算	有の場合は、10万円→	円
⑤	子育て支援加算	有の場合は、③と同額→	円
⑥	申込金額 ①+②+③+④+⑤合計金額(上限80万円)		円

※申込情報を代理者及び事前審査委託業者へ提供します。

申込者氏名

高知県知事名

こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書受理通知書

年 月 日付けで申込みがありましたこうちの木の家づくり助成事業実施申込書については、下記のとおり受理しましたので、こうちの木の家づくり助成事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

なお、補助金の交付には、こうちの木の家づくり助成事業費補助金交付要綱第9条第1項に規定する補助金の交付の申請が必要です。

記

1 整理番号

2 申込金額

（補助金交付決定額は、申込金額が上限となります。）

3 申込住宅の内容

申込住宅建設地の地名地番	
申込住宅の引渡し予定日	年 月 日

4 申請の条件

- ・申請者は、こうちの木の家づくり助成事業費補助金交付要綱の規定に従うこと。
（・要綱7条第2項ただし書に該当する場合、補助金の交付の申請は、翌年度に当事業が予算措置された場合に限る。この場合は、翌年度の要綱の規定に従うこと。）

第3号様式（第8条関係）

こうちの木の住まいづくり助成事業実施（変更・取下げ）届

こうちの木の住まいづくり助成事業について、下記のとおり（変更・取下げ）をしたいので、こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

年 月 日

高知県知事

様

届出者（建築主）氏名

記

- 1 整理番号
- 2 申込住宅建設地の地名地番
- 3 （変更・取下げ）の理由

- 4 変更の内容

（注）補助申請予定日の翌年度への変更届受理後であっても、申込書受理通知書発行日の翌年度において、当事業の予算措置がなされない場合、補助金申請はできません。

第4号様式（第9条関係）

こうちの木の住まいづくり助成事業申請書

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請書を提出します。
高知県知事 濱田 省司 様

		整理番号	
申請年月日		年 月 日	
申請者 (建築主) 住民票の住所	住所	※現在お住まいの住所を記載してください。	
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	電話番号	※昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。	
申請住宅	建築場所	※住居表示 住民票の住所を記載してください。	
	申請区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築・増築 <input type="checkbox"/> 増築・リフォーム <input type="checkbox"/> リフォーム	
申請住宅の引渡し日又はリフォーム完了日		年 月 日	
代理者	事務所名 (行政書士)	※代理者は、手続きの代理を委任する場合に記載してください。担当者名も記載してください。	
	電話番号		

	項目	使用数量 (小数点以下切捨て)	補助金額
①	県内産 J A S 製品	m ³ × 20,000 円/m ³ →	円
②	その他 (①以外)	m ³ × 円/m ³ →	円
③	内装化粧仕上材	m ² × 2,000 円/m ² →	円
④	長期優良住宅加算	有の場合は、10万円→	円
⑤	子育て支援加算	有の場合は、③と同額→	円
⑥	申請金額 ①+②+③+④+⑤合計金額 (上限 80 万円)		円

他の事業との併用

併用の有無	事業名等

※市町村事業と併用する場合は、申請情報を市町村へ提供します。

木材の使用明細

基本部位	使用材積	基本部位に対する県産乾燥材の使用割合 (B) / (A)	備考
基本部位合計	(A) m ³	%	
うち県内産乾燥材	(B) m ³		

(注)使用割合は、補助対象としない材積も含めた材積で算出（リフォームの場合を除く。）

単位：m³

部位		使用材積	うち補助対象材積	備考
基本部位	JAS 製品			
	JAS 製品以外			
	小計			
その他部位	JAS 製品			
	JAS 製品以外			
	小計			
合計	JAS 製品			
	JAS 製品以外			
	小計			

単位：m²

内装木質化		使用面積	うち補助対象面積	備考
部位	床面			
	壁面			
	天井面			
	合計			

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付決定通知書

申請者住所・氏名

年 月 日付で申請のあった 年度こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金については、下記により交付することを決定したので、通知する。

年 月 日

高知県知事名

記

- 1 整理番号
- 2 交付決定額
- 3 交付の条件
 - ・申請者は、こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱の規定に従うこと。
 - ・補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

(参考)

こうちの木住まいづくり助成事業費補助金交付申請手続に関する委任状

甲（建築主）は、乙（代理者）に、こうちの木住まいづくり助成事業費補助金交付申請に係る手続を委任します。

記

委任する住宅の地名地番

委任日 年 月 日

(甲)

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日

(乙)

所在地

事務所名

担当者氏名

*甲（建築主）：署名してください。

*乙（代理者）：法人にあっては、原則として記名押印とします。個人、個人事業者、法人格のない団体については、本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印も可とします。

*記載された個人情報 は、市町村事業と併用される場合、当該市町村へ提供することがあります。

(参考)

リフォーム工事完了報告書

様

報告者（住所）
（氏名）

下記の住宅のリフォーム工事が完了しましたので、報告します。

記

(1) 報告をする住宅の地名地番 又は住居表示	
(2) 報告をする住宅の リフォーム工事完了日	年 月 日

(参考)

理 由 書

高知県知事 様

自ら所有し、かつ居住する住宅を施工するため、瑕疵担保責任保険に加入する事ができません。

年 月 日

(住所)

(氏名)

こうちの木の住まいづくり助成事業の運用について

第1 趣旨

この運用は、こうちの木の家づくり助成事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

第2 運用

1 補助金の交付の申請について

- (1) 要綱第9条に規定する別表第1に掲げる書類および図書のうち、「補助対象部位の木材の使用状況及び施工状況を確認することができる写真」については、県の指定する審査機関（以下「審査機関」という。）による内容確認が完了したことを証する書面を添付することにより、これに替えることができるものとする。
- (2) 前号の規定の適用を受けようとする者は、県からのこうちの木の家づくり助成事業実施申込書受理通知後、審査機関で補助申請に必要な審査を受けるものとする。
- (3) 第1号及び第2号の適用の範囲については、補助申請の対象となる住宅が幡多地域に建築するもの及び代理者の所在地が幡多地域のものは除く。

2 現地確認審査について

補助金の交付を申請する者は、補助金の交付申請までに県または審査機関による現地審査を完了したことが確認できる場合に限り、要綱第9条別表第1に定める書類及び図書の一部を省略することができる。

3 建築士事務所等の確認書類について

同一年度に複数の代理者となる建築士事務所の登録を確認することができる書類等は、その年度における最初の届出に添付することで、以降の添付を省略することができる。ただし、年度途中で有効期間が満了した場合及び登録内容の変更をした場合は、再度添付すること。

4 補助対象経費の書類について

国、市町村が実施する他事業と併用する場合に添付する補助対象経費が確認可能な内訳表等とは、工務店から建築主への県内乾燥木材の購入に要する経費を記載した納品書又は請求書をいう。なお、補助対象経費にプレカット等の加工経費は含まない。

5 含水率検査を行っている写真について

補助対象部位の木材の含水率検査を行っている写真は、含水率計の設定が確認できるように撮影すること。また、必要に応じて測定部位のわかる遠景、含水率の数値を確認できる接近した写真を撮影すること。なお、写真は申請者が管理することとし、申請書への添付は1枚とする。

ただし、製材の日本農林規格で規定する人工乾燥処理構造用製材、機械等級区分構造用製材及び集成材の日本農林規格で規定する構造用集成材について、含水率が20パーセント以下（梁、桁、母屋及び棟木にあっては25パーセント以下）であることが表示された製品は含水率検査を省略することができることと

する。

6 木材使用明細書兼合法木材証明書及び添付書類について

- (1) 木材使用明細書兼合法木材証明書の樹種欄は、樹種名（杉、桧、松、RW等）を記載することとし、集成材は備考欄へ集成材と記載すること。
- (2) 県内産JAS製品の補助を受ける場合は、対象となる材の備考欄にJASの等級を記載すること。
- (3) 木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿の作業した業種欄は、原木流通、製材流通、製材、プレカットの別を記載すること。
- (4) 県外事業者を経由した場合の高知県産材出荷証明は、納品書に高知県産材であることを記載したものであることができる。任意様式により高知県産材であることを証明する場合は、納品された品名及び納品日がわかるよう記載すること。

7 内装木質化について

- (1) 補助対象となる使用数量は施工実数量（壁芯寸法で算定した面積）で、階ごとに平方メートルを単位とし小数点第4位以下の端数は切り捨てること。なお、補助金の算定に係る部分の面積算定図は、内装木質化した箇所が分かるよう該当箇所を色付けすること。
- (2) 補助対象は完成時に目視できる部分とし、(1)により積算した県産乾燥材使用面積に0.9を乗じた数量とする。

8 併用住宅について

補助対象となる基本部位及びその他の部位の使用量は、住宅部分と住宅全体の延べ床面積比按分（小数点第4位切り捨てる）を乗じた値（小数点第4位切り捨てる）により算出する。なお、内装木質化にあつては、住宅部分に限る。

附則

この運用は、平成29年8月4日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附則

この運用は、平成31年3月19日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附則

この運用は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附則

この運用は、令和3年3月24日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附則

この運用は、令和3年3月31日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附則

この運用は、令和4年3月24日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附則

この運用は、令和5年3月23日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別記
第1号様式（第7条関係）

記載内容に注意

こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申込書を提出します。

高知県知事 濱田 省司 様

申込年月日		確認申請、工事届後 令和6年4月3日	
申込者 (建築主)	住所	高知市丸ノ内1丁目20番1号 メゾンウッドベル101号 申込み時に居住されている住所（仮住まい住所など） ※現在お住まいの住所を記載してください。	
	ふりがな	こうち	たろう
	氏名	高知	太郎
	生年月日	平成1年2月23日	
	電話番号	088-821-4592 ※昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。	
申込住宅	建築場所	高知県香美市土佐山田町加茂字前田777番 建築確認等と相違のないように注意！	
	引渡し予定日	令和6年9月15日 申請期限は、引渡し日より1ヶ月内ですので注意！	
	住宅区分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 分譲住宅	申込区分 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築・増築 <input type="checkbox"/> 増築・リフォーム <input type="checkbox"/> リフォーム
代理人	事務所名 (行政書士)	経済設計事務所 土佐 花子 担当者名も記載してください！ ※代理人は、手続きの代理を委任する場合に記載してください。担当者名も記載してください。	
	電話番号	088-821-4591	

※代理人による手続きの場合にあっては、**申込前に委任状を作成してください。** 申請時に添付する委任状は、申込み前に必ず作成しておいてください！

	項目	使用数量 (小数点以下切捨て)	補助金額	
①	県内産 J A S 製品	11 m ³	×20,000円/m ³ →	220,000 円
②	その他 (①以外)	6 m ³	×11,000円/m ³ →	66,000 円
③	内装化粧仕上材	56 m ²	×2,000円/m ² →	112,000 円
④	長期優良住宅加算	有の場合は、10万円→		0 円
⑤	子育て支援加算	有の場合は、③と同額→		112,000 円
⑥	申込金額 ①+②+③+④+⑤合計金額 (上限80万円)			510,000 円

※申込情報を代理人及び事前審査委託業者へ提供します。
申込時の金額が上限になります。
申請時に申込金額を超えて申請しても、上限内の支払いになります！

こうちの木の住まいづくり助成事業申請書

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請書を提出します。

高知県知事 濱田 省司 様		整理番号	R6-003
申請年月日		令和6年10月1日	
申請者 (建築主) 住民票の住所	住所	申請時の住所(新居に引越している場合は新住所(住居表示)、引越し前の場合は旧住所) 高知県香美市土佐山田町加茂777番地 ※現在お住まいの住所を記載してください。	
	ふりがな	こうち	たろう
	氏名	高知	太郎
	生年月日	平成1年2月23日	
	電話番号	088-821-4592 ※昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。	
申請住宅	建築場所	高知県香美市土佐山田町加茂777番地 住居表示または、住民票の住所を記載してください(地名地番ではない!) ※住居表示 住民票の住所を記載してください。	
	申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築・増築 <input type="checkbox"/> 増築・リフォーム <input type="checkbox"/> リフォーム	
申請住宅の引渡し日又は リフォーム完了日		令和6年9月16日 住宅瑕疵担保責任保険(付保証書)の保険期間の開始日(引渡し日)との整合注意!	
代理人	事務所名 (行政書士)	経済設計事務所 土佐 花子 担当者名も記載してください! ※代理人は、手続きの代理を委任する場合に記載してください。担当者名も記載してください。	
	電話番号	088-821-4591	

	項目	使用数量 (小数点以下切捨て)	補助金額
①	県内産JAS製品	11 m ³	×20,000円/m ³ → 220,000円
②	その他(①以外)	6 m ³	×11,000円/m ³ → 66,000円
③	内装化粧仕上材	56 m ²	×2,000円/m ² → 112,000円
④	長期優良住宅加算	有の場合は、10万円→	0円
⑤	子育て支援加算	有の場合は、③と同額→	112,000円
⑥	申請金額 ①+②+③+④+⑤合計金額(上限80万円)		510,000円

他事業との併用

併用の有無	事業名等
有	地域型住宅グリーン化事業 香美市木材住宅支援事業費補助金 住まい給付金

※市町村事業と併用する場合は、申請情報を市町村へ提供します。

木材の使用明細

基本部位	使用材積	基本部位に対する県産 乾燥材の使用割合 (B)/(A)	備 考
基本部位合計	(A) 14.968 m ³	97.60%	
うち県産乾燥材	(B) 14.610 m ³		

(注)使用割合は、補助対象としない材積も含めた材積で算出（リフォームの場合を除く。）

単位：m³

部位		使用材積	うち補助対象材積	備 考
基本部位	JAS製品	11.641	11.641	
	JAS製品以外	2.969	2.969	
	小計	14.610	14.610	
その他の 部位	JAS製品			
	JAS製品以外	2.898	2.898	
	小計	2.898	2.898	
合計	JAS製品	11.641	11.641	
	JAS製品以外	5.867	5.867	
	小計	17.508	17.508	

単位：m²

内装木質化		使用面積	うち補助対象面積	備 考
部位	床面	34.780		
	壁面	18.616		
	天井面	9.937		
	合計	63.333	63.333	× 0.9 = 56

(参考)

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付申請手続に関する委任状

甲（建築主）は、乙（代理者）に、こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付申請に係る手続を委任します。

記

委任する住宅の地名地番 高知県香美市土佐山田町加茂 777 番地

委任日 令和 6 年 4 月 1 日

(甲)

住 所

高知市丸ノ内1-20-1

ふりがな

氏 名 こうち たろう

高知 太郎 (署名)

生年月日

平成元年 1 月 2 3 日

(乙)

所在地

高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 5 2 号

事務所名

経済設計事務所

押印

担当者氏名

経済 花子

押印

* 甲（建築主）：署名してください。

* 乙（代理者）：法人にあっては、原則として記名押印とします。個人、個人事業者、法人格のない団体については、本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印も可とします。

* 記載された個人情報 は、市町村事業と併用される場合、当該市町村へ提供することがあります。

木材使用明細書兼合法木材証明書
(基本部位)

申請物件と分かる名称

された木材のみを原料としています。は、事実と相違ありません。

<納材業者記名押印欄>

(株)〇〇製材
高知県高知市仁井田〇〇

認定番号： 高知県木材協会 〇〇-1

物件名	高知 太郎様邸新築工事
建設地	高知県香美市土佐山田町加茂字前田777番

申込書又は申請書と相違がないように注意！

(注)次表は基本部位のみを記入してください。

基本部位：土台、大引、梁・桁、火打、母屋、棟木、隅木、谷木、束、小屋束、吊り束、通し柱、管柱、間柱、まぐさ、窓台及び筋かい

番号	使用部位	樹種	乾燥手法	寸法			単材積 m3	数量	材積 m3	産地		備考	
				長さ m	短辺 mm	長辺 mm				県内	県外		
1	土台	桧	KD	4.0	105	105	0.044100	22	0.970	○		JAS甲種	
2	大引	桧	KD	3.0	105	105	0.033075	1	0.033	○		JAS甲種	
3	大引	桧	KD	4.0	105	105	0.044100	13	0.573	○		JAS甲種	
4	梁・桁	杉	KD	3.0	105	105	0.033075	3	0.099	○		JAS E90	
5	梁・桁	杉	KD	4.0	105	105	0.044100	13	0.573	○		JAS E90	
6	梁・桁	杉	KD	3.0	105	150	0.047250	1	0.047	○		JAS E90	
7	梁・桁	杉	KD	4.0	105	150	0.063000	4	0.252	○		JAS E90	
8	梁・桁	杉	KD	3.0	105	180	0.056700	3	0.170	○		JAS E90	
9	梁・桁	杉	KD	4.0	105	180	0.075600	35	2.646	○		JAS E90	
10	梁・桁	杉	KD	5.0	105	180	0.094500	4	0.378	○		JAS E90	
11	梁・桁	杉	KD	3.0	105	210	0.066150	12	0.793	○		JAS E90	
12	梁・桁	杉	KD	4.0	105	210	0.088200	6	0.529	○		JAS E90	
13	梁・桁	杉	KD	3.0	105	270	0.085050	1	0.085	○		JAS E90	
14	梁・桁	杉	KD	4.0	105	270	0.113400	2	0.226	○		JAS	
15	梁・桁	杉	KD	3.0	105	150	0.047250	1	0.047	○		JAS	
小計									7.421 m3		KD	7.421	
								(使用割合 100.00%)				AD	
												対象計	7.421
合計									7.421 m3		KD	7.421	
								(使用割合 100.00%)				AD	
												対象計	7.421

(注)1複数枚になる場合は、1枚ごとに記名押印してください。

県内産JAS製品の補助を受ける場合は、**JASの等級を記入**
納品書で等級が確認できる場合は、JASのみの表記で可

木材使用明細書兼合法木材証明書
(基本部位)

この木製品は、合法的に伐採された木材のみを原料としています。
また、下記明細に記載の事項は、事実と相違ありません。

<納材業者記名押印欄>

(株)〇〇製材
高知県高知市仁井田〇〇印

認定番号： 高知県木材協会 〇〇-1

物件名	高知 太郎様邸新築工事
建設地	高知県香美市土佐山田町加茂字前田777番

(注)次表は基本部位のみを記入してください。

基本部位：土台、大引、梁・桁^{はり}、火打、母屋、棟木、隅木、谷木、束、小屋束、吊り束、通し柱、管柱、間柱、まぐさ、窓台及び筋かい

番号	使用部位	樹種	乾燥手法	寸法			単材積 m3	数量	材積 m3	産地		備考
				長さ m	短辺 mm	長辺 mm				県内	県外	
16	梁・桁	杉	KD	3.0	105	270	0.085050	2	0.170	○		JAS E90
17	梁・桁	杉	KD	4.0	105	270	0.113400	2	0.226	○		JAS E90
18	梁・桁	杉	KD	3.0	105	300	0.094500	1	0.094	○		JAS E90
19	梁・桁	杉	KD	4.0	105	300	0.126000	2	0.252	○		JAS E90
20	梁・桁	RW	KD	6.0	105	210	0.132300	1	0.132	○		集成材
21	梁・桁	RW	KD	6.0	105	360	0.226800	1	0.226	○		集成材
22	母屋・棟木	杉	KD	3.0	105	150	0.047250	1	0.047	○		JAS E90
23	母屋・棟木	杉	KD	4.0	105	150	0.063000	1	0.063	○		JAS E90
24	母屋・棟木	杉	KD	4.0	105	150	0.075000	1	0.075	○		JAS E90
25	母屋・棟木	杉	KD	3.0	105	180	0.056700	3	0.170	○		JAS E90
26	通し柱	桧	KD	6.0	120	120	0.086400	4	0.345	○		JAS乙種
27	管柱	桧	KD	3.0	105	105	0.033075	84	2.778	○		JAS乙種
28	束・小屋束・吊り束	杉	KD	3.0	105	105	0.033075	20	0.661	○		
29	間柱・まぐさ・窓台	杉	KD	3.0	45	105	0.014175	150	2.126	○		
30	筋かい	杉	KD	3.0	45	90	0.012150	15	0.182	○		
小計									7.547 m3	KD		7.189
									(使用割合 95.25%)	AD		
										対象計		7.189
合計									14.968 m3	KD		14.610
									(使用割合 97.60%)	AD		
										対象計		14.610

(注)1複数枚になる場合は、1枚ごとに記名押印してください。

県外産木材、補助対象
としない県内産木材も
含めた材積

木材使用明細書兼合法木材証明書
(その他の部位)

この木製品は、合法的に伐採された高知県内産木材のみを原料としています。
また、下記明細に記載の事項は、事実と相違ありません。

<納材業者記名押印欄>

(株)〇〇製材
高知県高知市仁井田〇〇印

認定番号： 高知県木材協会 〇〇-1

物件名	高知 太郎様邸新築工事
建設地	高知県香美市土佐山田町加茂字前田777番

(注) 次表は補助金を受けようとするその他の部位のみを記入してください。

その他の部位：垂木、垂木受、屋根下地桎、野地板、貫、差鴨居、軒天、小屋筋交、野縁、胴縁、根太、根太受、根がらみ、足固、荒床板、ラス板、手摺笠木、手摺格子、階段柱、踏板、蹴上板、ささら、外部ベランダ、バルコニー、ポーチ、デッキに使用する屋根組材、柱、壁組材、床組材、手摺、階段、破風板・鼻隠し・広小舞、外壁、木扉

番号	使用部位	樹種	乾燥手法	寸法			単材積 m3	数量	材積 m3	備考
				長さ m	短辺 mm	長辺 mm				
1	垂木・垂木受・屋根下地桎	杉	KD	3.0	45	60	0.008100	40	0.324	
2	垂木・垂木受・屋根下地桎	杉	KD	4.0	45	60	0.010800	50	0.540	
3	小屋筋交	杉	KD	4.0	15	90	0.005400	20	0.108	
4	野縁・胴縁	杉	KD	4.0	38	38	0.005776	150	0.866	
5	野縁・胴縁	杉	KD	4.0	15	90	0.005400	100	0.540	
6	野縁・胴縁	桧	KD	4.0	18	90	0.006480	80	0.518	
7	破風板・鼻隠し・広小舞など	杉	KD	4.5	21	3	0.000284	6	0.001	
8	破風板・鼻隠し・広小舞など	杉	KD	4.0	21	3	0.000252	6	0.001	
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
小計									2.898	
合計									2.898	

補助対象となる県産乾燥木材のみを記入
人工乾燥機のない製材所はADの場合がありますので、確認を行ってください。

(注) 1複数枚になる場合は、1枚ごとに記名押印してください。

<p>木材使用明細書兼合法木材証明書 (内装化粧仕上げ材)</p> <p>この木製品は、合法的に伐採された高知県内産木材のみを原料としています。 また、下記明細に記載の事項は、事実と相違ありません。</p>	<p style="text-align: center;"><納材業者記名押印欄></p> <p style="text-align: center;">□□木材(株) 高知県高知市仁井田□□</p> <div style="text-align: right; border: 2px solid red; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;">印</div> <p>認定番号： 高知県木材協会 □□-1</p>
---	--

物件名	高知 太郎様邸新築工事
建設地	高知県香美市土佐山田町加茂字前田777番

(注)次表は、補助金を受けようとする内装化粧仕上材のみを番号ごとに小数点第4位以下切り捨てて記入してください。
内装化粧仕上材：床面、壁面（建具面材は除く）及び天井面に使用する化粧仕上材（それぞれ押入及び収納部分を除く。）

番号	使用部位	樹種	乾燥手法	寸法			部材仕様	数量 m2	1 / 1
				長さ m	巾 mm	厚さ mm			
1	床面	桧	KD	4	105	15	本実 無塗装品	40.320	
2	天井面	杉	KD	4	90	12	本実 塗装品	36.000	
3	壁面	杉	KD	3	105	12	本実 塗装品	22.400	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
小計								98.720 m2	
合計								98.720 m2	

使用部位、使用材種毎
※室毎の証明としない！

現場に納入された数量
補助対象面積と違って
いても構いません。

数量
記載例：サイズ 長さ 4 m × 0.105 m × 9 6 枚 (8枚 × 12坪) = 40.320 m²
：坪8枚入12坪(3.3 m²) = 12 × 3.3 = 39.6 m²

(注)1複数枚になる場合は、1枚ごとに記名押印してください。

国、市町村が実施する他事業（木材補助）と併用する場合
の補助対象経費が確認可能な内訳書記載例
（提出書類チェックリストの5）

記載例

R6-〇〇 〇〇郡 こうち木の住まいづくり助成事業と市町村補助金の合計と木材購入代金の経費確認

No.	部材名	樹種	長さ	幅	厚	数量	こちらの木の住まい の助成金	市補助金	購入金額	備考
1	土台	ヒノキ	3	0.12	0.12	4			16,070	
2	土台	ヒノキ	4	0.12	0.12	22			117,850	
3	土台	ヒノキ	1	0.12	0.108	1			1,322	
4	土台	ヒノキ	4	0.12	0.108	1			5,288	
5	大引き	スギ	3	0.09	0.09	2			3,742	
6	大引き	スギ	4	0.09	0.09	11			29,225	
7	大引き	ヒノキ	4	0.09	0.09	16			48,730	
8	梁・桁	スギ	3	0.105	0.105	1			2,547	
9	梁・桁	スギ	4	0.105	0.105	3			10,187	
10	梁・桁	スギ	2	0.15	0.105	1			2,772	
11	梁・桁	スギ	4	0.15	0.105	8			44,352	
12	梁・桁	スギ	2	0.18	0.105	2			6,653	
13	梁・桁	スギ	3	0.18	0.105	5			24,948	
14	梁・桁	スギ	4	0.18	0.105	10			66,528	
15	梁・桁	スギ	5	0.18	0.105	2			25,515	
16	梁・桁	スギ	6	0.18	0.105	2			30,618	
17	梁・桁	スギ	1	0.21	0.105	2			3,969	
18	梁・桁	スギ	3	0.21	0.105	1			5,954	
19	梁・桁	スギ	4	0.21	0.105	8			63,504	
20	梁・桁	スギ	5	0.21	0.105	3			44,321	
21	梁・桁	スギ	3	0.24	0.105	3			22,226	
22	梁・桁	スギ	4	0.24	0.105	1			9,878	
23	梁・桁	スギ	4	0.27	0.105	3			33,340	
24	梁・桁	スギ	5	0.27	0.105	1			20,696	合法木材証明書 の並びと整合を お願いします
25	梁・桁	スギ	1	0.36	0.105	1			5,065	
26	梁・桁	スギ	2	0.39	0.105	1			12,940	
27	梁・桁	スギ	3	0.39	0.105	4			77,641	
28	梁・桁	スギ	4	0.39	0.105	3			77,641	
29	梁・桁	スギ	5	0.39	0.105	6			248,157	
30	梁・桁	スギ	5	0.42	0.105	1			44,541	
31	火打	スギ	3	0.09	0.09	16			29,938	
32	母屋・棟木	スギ	3	0.105	0.105	12			30,561	
33	母屋・棟木	スギ	4	0.105	0.105	22			74,705	
34	束・小屋束	スギ	1	0.09	0.09	1			624	
35	束・小屋束	スギ	4	0.09	0.09	2			4,990	
36	束・小屋束	スギ	3	0.105	0.105	21			53,482	
37	通し柱	ヒノキ	6	0.12	0.12	1			14,170	
38	管柱	ヒノキ	3	0.105	0.105	97			301,578	
39	管柱	ヒノキ	3	0.12	0.105	1			3,856	
40	管柱	ヒノキ	4	0.105	0.105	3			12,436	
41	管柱	ヒノキ	3	0.09	0.09	4			9,137	
42	間柱・まぐさ・窓台	スギ	3	0.09	0.03	22			14,969	
43	間柱・まぐさ・窓台	スギ	3	0.105	0.03	200			158,760	
44	間柱・まぐさ・窓台	スギ	3	0.09	0.045	16			16,330	
45	間柱・まぐさ・窓台	スギ	3	0.105	0.045	100			119,070	
46	筋違	スギ	3	0.09	0.045	80			81,648	
47	筋違	スギ	4	0.09	0.045	3			4,082	
48	タルキ	スギ	3	0.055	0.045	4			2,495	
49	タルキ	スギ	4	0.055	0.045	7			5,821	
50	タルキ	スギ	3	0.055	0.055	85			64,796	
51	タルキ	スギ	4	0.055	0.055	44			44,722	
52	タルキ受け	スギ	3	0.105	0.045	1			1,191	
53	屋根下地棧	スギ	4	0.062	0.055	35			41,534	
54	屋根下地棧	ヒノキ	4	0.045	0.018	90			29,743	
55	小屋筋違	スギ	4	0.09	0.015	40			18,360	
56	野縁・胴縁	スギ	4	0.038	0.038	290			142,378	
57	野縁・胴縁	スギ	4	0.045	0.015	640			146,880	
58	野縁・胴縁	スギ	4	0.09	0.015	80			36,720	
59	野縁・胴縁	ヒノキ	3	0.09	0.018	70			36,742	
60	野縁・胴縁	ヒノキ	3	0.045	0.018	150			39,366	
61	笠木	スギ	4	0.24	0.03	2			5,587	
62	窓下地	スギ	4	0.06	0.04	43			35,914	
63	ベランダ根太	スギ	4	0.12	0.045	12			21,254	
64										
65										
66										
67	こちらの木の住まいづくり助成事業の申請額を記載							市町村補助金額を記載		
小計							300,000	800,000	2,710,059	

こちらの木の住まい
づくり助成事業対象
以外の木材がある場合
(県外産など)も記載
してください

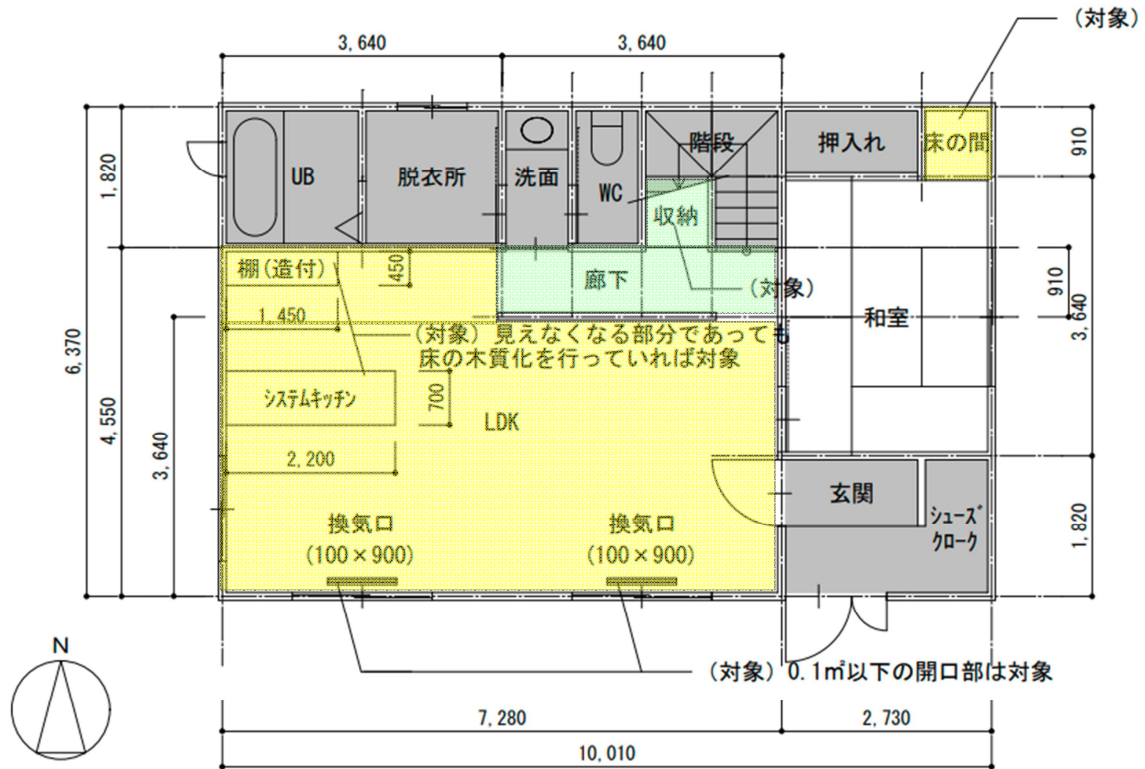
県助成 + 〇〇市助成 助成合計 2,710,059 (税抜き)
300,000 + 800,000 = 1,100,000 < 2,981,065 (税込み) OK

株式会社〇〇工務店

施工会社名を記載

内装木質化の補助対象面積算定例

○床及び天井



床

- ・和室（床の間）
 $0.91 \times 0.91 = 0.8281$
- ・LDK床（大壁 壁厚さ 150mm）
 $7.28 \times 3.64 + 3.64 \times 0.91$
 $= 26.4992 + 3.3124 = 29.8116$
- ・廊下床

$$\begin{matrix} \text{廊} & \text{下} & & \text{収} & \text{納} \\ 3.64 \times 0.91 & + & 0.91 \times 0.91 & = & 3.3124 + 0.8281 = 4.1405 \end{matrix}$$

※洗面、脱衣所、玄関、押入れなども床面を内装化粧仕上材で仕上げている場合は対象としてカウント可能

施工実数量を計上
(施工していない部分は除外)

※1階床使用面積： $0.8281 + 29.8116 + 4.1405 = 34.7802 \rightarrow 34.780 \text{ m}^2$
 ※階ごとなので、まとめて計算してもよい $4.55 \times 7.28 + 0.91 \times 0.91 \times 2 = 34.7802 \rightarrow 34.780 \text{ m}^2$
 ※壁の芯々で面積をカウントします。

天井

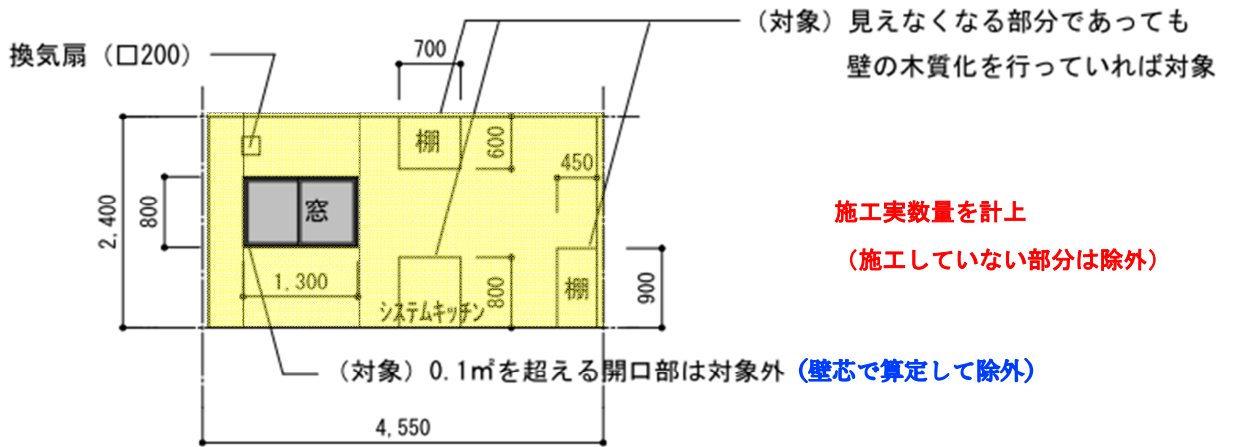
- ・和室天井（真壁 柱角 120mm）
 $2.73 \times 3.64 = 9.9372$
- ※1階天井使用面積： 9.937 m^2

※天井面については、垂木、母屋等で見えなくなる部分も木質化していればカウント可能

施工実数量を計上
(施工していない部分は除外)

○壁

・LDK 西面 (大壁 壁厚さ 150mm)

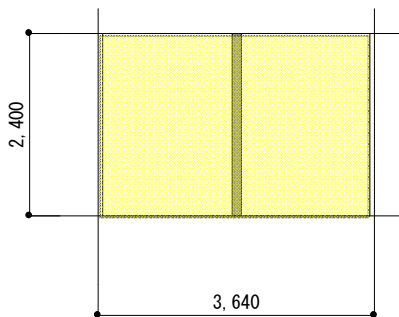


施工実数量を計上
(施工していない部分は除外)

$$4.55 \times 2.4 - 1.3 \times 0.8$$

$$= 9.8800$$

・和室 南面 (真壁 柱角 120mm)



$$3.64 \times 2.4$$

$$= 8.7360$$

※ 1階壁使用面積 : $9.8800 + 8.7360 = 18.6160 \text{ m}^2$

※内装木質化部分の合計面積

床 天井 壁
 $(34.780 + 9.937 + 18.616) = 63.333 \rightarrow$ 補助対象 56 m^2

×0.9

床材使用面積 (㎡) R6 - ○○○ 高知 邸						階ごとに 小数点第4位切り捨て	床合計
1階	和室	0.91	×	0.91	=	0.8281	34.780
	LDK	7.28	×	3.64	=	26.4992	
		3.64	×	0.91	=	3.3124	
	廊下	3.64	×	0.91	=	3.3124	
	収納	0.91	×	0.91	=	0.8281	
小計				=	34.7802	34.780	
2階			×		=	0.0000	0.000
			×		=	0.0000	
			×		=	0.0000	
小計				=	0.0000	0.000	
合計							34.780

壁材使用面積 (㎡) R6 - ○○○ 高知 邸						階ごとに 小数点第4位切り捨て	壁合計
1階	LDK西面	4.55	×	2.4	=	10.9200	18.616
	窓	-1.3	×	0.8	=	-1.0400	
	和室 南面	3.64	×	2.4	=	8.7360	
小計				=	18.61600	18.616	
2階			×		=	0.0000	0.000
			×		=	0.0000	
小計			×		=	0.0000	0.000
合計							18.616

天井材使用面積 (㎡) R6 - ○○○ 高知 邸						階ごとに 小数点第4位切り捨て	天井合計
1階	和室	2.73	×	3.64	=	9.9372	9.937
			×		=	0.0000	
小計			×		=	9.9372	9.937
2階			×		=	0.0000	0.000
			×		=	0.0000	
小計			×		=	0.0000	0.000
合計							9.937

内装化粧仕上材㎡		
床	34.780	㎡
壁	18.616	㎡
天井面	9.937	㎡
合計	63.333	㎡

0.9 = 56.999 ㎡

〈撮影のポイント〉
斜め上から見下ろして撮る。
画面下半分で樹種が確認出来る程度
の寄りで、画面上半分で全体が見渡
せるように、画面全体を活用する。



黒板
※電子黒板可

土台・大引

〈撮影のポイント〉
斜め上から見下ろして撮る。
画面下半分で樹種が確認出来る程度
の寄りで、画面上半分で全体が見渡
せるように、画面全体を活用する。



黒板
※電子黒板可

文字は右側

大引・根太



〈撮影のポイント〉
全体を撮った写真では確認しにくい
場合のためにアップを撮る。

黒板
※電子黒板可

土台・大引・土台火打(寄り)



〈撮影のポイント〉
屋根の傾斜に対して横から撮ることで、小屋組
部分ということが分かりやすくなる。

黒板
※電子黒板可

火打・小屋筋交



〈撮影のポイント〉
屋根の一番高い部分を横や斜め横から撮ること
で、小屋組部分ということが分かりやすくなる。

黒板
※電子黒板可

梁・桁・母屋・束



〈撮影のポイント〉
屋根の傾斜に対して横から撮ることで、小屋組
部分ということが分かりやすくなる。

黒板
※電子黒板可

梁・桁・母屋・束・垂木



黒板
※電子黒板可

〈撮影のポイント〉
隅木は、梁や束も含めて撮り小屋組だと分かりやすくしたうえで斜めや横から撮る。

隅木・小屋筋交



黒板
※電子黒板可

〈撮影のポイント〉
屋根の一番高い部分を横や斜め横から撮ること
で、小屋組部分ということが分かりやすくなる。

母屋・棟木・垂木・野地板



〈撮影のポイント〉
足場が無ければ、建て方完了時に撮る。

黒板
※電子黒板可

通し柱



〈撮影のポイント〉
吹き抜け部などでの下から見上げもOK。

黒板
※電子黒板可

通し柱



黒板
※電子黒板可

〈撮影のポイント〉
梁との交差部でも、チリが残っていて通し柱ということが分かればOK。

通し柱



黒板
※電子黒板可

〈撮影のポイント〉
撮りたい部位に対して斜め45度程度から撮ると部材の形や厚みが分かりやすい。

管柱・間柱・筋交



〈撮影のポイント〉
屋根の一番高い部分を横や斜め横から撮ることで、小屋組部分ということが分かりやすくなる。
養生は樹種がわからないのでNG。

黒板
※電子黒板可

母屋・棟木・垂木・野地板



黒板
※電子黒板可

〈撮影のポイント〉
建具の溝が見えるように、下から見上げて撮る。

差鴨居



黒板
※電子黒板可

〈撮影のポイント〉
斜め下から見上げで撮る。
画面上半分で樹種が確認出来る程度の寄りで、画面下半分で全体が見渡せるように、画面全体を活用する。

野縁



〈撮影のポイント〉
樹種が確認出来るアップの部分と全体が分かるよう奥行きをもたせた部分とを組み合わせるなど遠近法を意識して撮る。

黒板
※電子黒板可

内部胴縁



黒板
※電子黒板可

〈撮影のポイント〉
樹種が確認出来るアップの部分と、全体が分かるよう奥行きをもたせた部分とを組み合わせるなど遠近法を意識して撮る。

外部胴縁



黒板
※電子黒板可

〈撮影のポイント〉
吹き抜け部分を含めて、外壁側に向けて斜めから見下ろしながら撮ると階段部分ということが分かりやすい。

階段柱



ホール 床①



室名と求積図の記号を右側に記載

LDK 床②



〈撮影のポイント〉
システムキッチンが目印。

〈撮影のポイント〉
家具や壁等に遮られて1度に撮影出来ない部分は個別に撮影し、補助対象とする部分の全面が確認出来るようにすること。

LDK 床②

〈撮影のポイント〉
手すりを一緒に撮影することで
ホール吹き抜け部分に向
かって右手の部屋というこ
とが分かりやすい。



寝室 床⑥



〈撮影のポイント〉
他の写真で撮影している目印を一緒に撮影することで、撮影場所が判断可能。
この場合は、ベランダ側の窓と右手側の窓や壁の様子が目印になる。

寝室 床⑥



寝室 床⑥



寝室 床⑥



子供室1 床⑦



子供室1 床⑧

部材全体が写るように撮影



測定箇所が分かるようにしてください。

看板
現場名、部位、樹種を記載

管柱

測定部位を明記



測定値が読めるように撮影

設定が分かるように撮影
比重(樹種)等の設定に間違いがないように注意

管柱